

2020 年 3 月

お客様各位

株式会社ビースタイル

労使協定締結等の情報について

労働者派遣法第30条4第1項の規定に基づく労使協定の締結について、以下の通り
情報提供いたします。

1. 対象となる派遣労働者の範囲：当社の定める職種にて就業する派遣労働者。
但し、派遣先企業の繁忙時期に合わせた短期・スポット的なニーズを満たすことを目的と
した一部の職種で就業する派遣労働者を除く。
2. 労使協定有効期間の終期：2021 年 3 月 31 日

以上

*株式会社ビースタイルは、2020 年 4 月 1 日に株式会社ビースタイルスマートキャリア
に社名変更となります。